

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和3年10月26日（火）

9：47～10：07

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸田文雄 内閣総理大臣  
金子恭之 国務大臣（総務大臣）  
古川禎久 国務大臣（法務大臣）  
茂木敏充 国務大臣（外務大臣）  
鈴木俊一 国務大臣（財務大臣，内閣府特命担当大臣）  
末松信介 国務大臣（文部科学大臣）  
後藤茂之 国務大臣（厚生労働大臣）  
金子原二郎 国務大臣（農林水産大臣）  
萩生田光一 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）  
斉藤鉄夫 国務大臣（国土交通大臣）  
山口 壯 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）  
岸 信夫 国務大臣（防衛大臣）  
松野博一 国務大臣（内閣官房長官）  
牧島かれん 国務大臣（デジタル大臣，内閣府特命担当大臣）  
西銘恒三郎 国務大臣（復興大臣，内閣府特命担当大臣）  
二之湯 智 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）  
野田聖子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
山際大志郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
小林鷹之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
堀内詔子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣）  
若宮健嗣 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
陪席者：木原誠二 内閣官房副長官  
磯崎仁彦 内閣官房副長官  
栗生俊一 内閣官房副長官  
近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 1件
- 国会提出案件 11件
- 政令 15件
- 人事 7件
- 配布 4件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、磯崎副長官から御説明申し上げます。

○磯崎内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「スリランカ国」、「メキシコ国」及び「ラオス国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、「過労死等防止対策白書」について、御決定をお願いいたします。本件は、過労死等防止対策推進法に基づき、国会に提出するものであります。本件につきましては、後程、厚生労働大臣から御発言があります。

次に、質問主意書に対する答弁書10件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、政令15件について、御決定をお願いいたします。まず、「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令」は、「日本郵政」が郵便保険会社の株式の2分の1を処分し、同保険会社の新規業務が認可制から届出制に移行したことに伴い、認可をした保険と届出をした保険との間で、取扱いに差が生じないようにするため、用語の定義を改正するものであります。

次に、「沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令」は、災害復興住宅の建設に必要な資金の貸付範囲を見直す等の改正を行うものであります。

次に、「デジタル社会の形成を図るための関係法律整備法の一部の施行期日令」は、同整備法の一部の施行期日を令和4年1月1日等とするものであり、「個人情報保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令」は、同整備法の一部の施行に伴い、関係政令について所要の整備を行うものであります。

次に、「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額等を定める政令の一部を改正する政令」は、最近の為替相場の変動等の事情を勘案して、在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定するものであります。

次に、「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令」は、所得税法等の一部改正法等の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「社会福祉法施行令等の一部を改正する政令」は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正法の一部の施行に伴い、社会福祉連携推進法人の認定基準に係る事業規模等を定めるものであります。

次に、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令」は、日・フィンランド社会保障協定を実施するため、厚生年金保険の加入の特例制度の対象に同協定を追加する等の改正を行うものであります。

次に、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」は、近年の視覚障害に関する医学的知見を踏まえ、障害基礎年金等の支給要件のうち、視覚障害に係る基準の見直し等を行うものであります。

次に、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医

療法等の一部改正法の施行に伴う経過措置を定める政令」及び「医道審議会令の一部を改正する政令」は、医学又は歯学を専攻する大学生に臨床実習前に実施する試験を定めるに当たり、医道審議会の意見を聴くことができることとするものであります。

次に、「畜舎等の建築等及び利用の特例法の施行期日令」は、同法の施行期日を令和4年4月1日とするものであります。

次に、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年11月1日とするものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備等政令」は、浸水被害防止区域における開発規制・建築規制の対象となる要配慮者施設等を定めるものであり、「都市計画法施行令の一部を改正する政令」は、同区域を条例に基づき特例的に開発が認められる区域には原則として含まないこととするものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、エクアドル国駐箚大使首藤祐司を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、日野谷研策外834名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等授与について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外の人事案件について、申し上げます。令和3年秋の叙勲4,038名、外国人叙勲124名、褒章830名、令和3年度文化勲章9名について、それぞれ御決定を、令和3年度文化功労者21名について、御了解をお願いいたします。なお、去る10月20日に死亡した福田阿佐美につきましては、同日付けの文化勲章発令となり、その他の叙勲候補者のうち、発令日までの間に死亡した者につきましては、死亡日の日付で勲章を授与等することとし、褒章候補者については遺族追賞等の手続きをとることとしております。また、勲章又は褒章を授与等することがふさわしくない事由が生じた候補者につきましては、その発令を留保することとしております。報道関係の取扱いにつきましては、叙勲及び外国人叙勲は、11月3日午前5時から、褒章は11月2日午前5時から、文化勲章及び文化功労者は、本日午前11時30分からそれぞれ報道解禁となっておりますので、名簿の取扱いにつきましては、特に御留意いただきますようお願いいたします。これらのことに関連いたしまして、後程、内閣官房長官から御発言があります。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、厚生労働大臣から2件御発言がございます。

○後藤国務大臣：まず、「過労死等防止対策白書」について申し上げます。この白書は、過労死等防止対策推進法に基づき、毎年、国会に報告するものです。6回目となる今回の白書では、過労死等の現状、過労死等防止対策の取組状況に加え、本年7月30日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更経緯やその内容、大綱において定めた重点業種等のうち、自動車運転従事者、外食産業の調査・分析結果について報告しています。今後とも、過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、取り組んでまいりますので、関係閣僚の皆様の格段の御協力をお願い申し上げます。

次に、「児童虐待防止推進月間」について申し上げます。児童虐待の相談対応件数は年々増加しており、令和2年度には初めて20万件を超えました。児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要課題であり、政府が一丸となって子どもの命を守る社会づくりをさらに進めていく必要があります。厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、集中的な広報・啓発活動を実施しています。大臣の皆様には、この月間に積極的な御協力をいただきますようお願いいたします。また「オレンジリボン・バッジ」は、本キャンペーンのシンボルですので、大臣の皆様には11月1日から7日までの間、着用をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、外務大臣。

○茂木国務大臣：アフガニスタン及び周辺国で人道支援のニーズが高まっていることを踏まえ、国際機関を通じて、6500万ドルの緊急無償資金協力を行うこととします。仮設避難施設、保健、水・衛生、食料、農業、教育などの分野における支援をアフガニスタンを中心に、その周辺国パキスタン、イラン、タジキスタン、ウズベキスタンに対しても行います。

○松野国務大臣：次に、私から令和3年秋の叙勲、外国人叙勲、褒章及び令和3年度文化勲章について、申し上げます。令和3年秋の叙勲、外国人叙勲、褒章及び令和3年度文化勲章の候補者については、厳正な審査を経てお手元に配付の資料のとおりとなりました。これらの候補者につきましては、閣議で御決定いただいた後、天皇陛下の御裁可を仰いだ上で、来る11月3日に発令する運びとなっております。なお、去る10月20日に逝去されました福田阿佐美氏については、同日付けの文化勲章発令となります。

これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、総務大臣。

○金子（恭）国務大臣：来月1日から、関係府省、地方公共団体、産業界、学界などの協力により、テレワークの普及促進に向けた取組を集中的に行う「テレワーク月間」が始まります。在宅や地方でも就業可能なテレワークの普及促進は、新型コロナウイルス感染症対策に資するほか、地方の活性化や、地方と都市の差を縮めることにもつながり、「デジタル田園都市国家構想」を進めるうえでも重要な取組です。総務省は、今般の「テレワーク月間」において、関係府省と協力してセミナーや先進企業に対する表彰を行うなど、テレワークの普及促進・定着を、強力に進めてまいります。各大臣におかれましても、所管の業界に周知を図るなど、テレワークの一層の普及促進に御協力をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、法務大臣。

○古川国務大臣：観察処分に付されている、いわゆるオウム真理教と同一性を有する、「A l e p h」の名称を用いる団体について、10月25日、公安調査庁長官が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づき、公安審査委員会に対し、再発防止処分の請求を行いました。被請求団体は、公安調査庁長官に対し、同法で定められている報告すべき事項を報告しておらず、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難となっております。このため、必要な

限度で活動の一部を一時的に停止させるとともに、速やかにその危険性の程度を把握すべく、再発防止処分の請求を行ったものであります。

○松野国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 ( 令和 3 年 )  
10 月 26 日 ( 火 )

◎ 一般 案 件

資 料  
な し

- ☆ スリランカ国駐劄特命全権大使水越英明外 2 名に  
交付すべき信任状及び前任特命全権大使杉山 明  
外 2 名の解任状につき認証を仰ぐことについて  
( 決定 ) ( 外務省 )

◎ 国会 提 出 案 件

資 料  
あ り

〃

- 「令和 2 年度我が国における過労死等の概要及び  
政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況」  
について ( 決定 ) ( 厚生労働省 )
1. 参議院議員小西洋之 ( 立憲 ) 提出岸田政権に  
おける昭和 47 年政府見解の中の「外国の武  
力攻撃」の文言の理解等に関する質問に対す  
る答弁書について ( 決定 ) ( 内閣官房 )
1. 参議院議員小西洋之 ( 立憲 ) 提出岸田政権に  
おける安保法制等に関する憲法解釈の継承に  
関する質問に対する答弁書について ( 決定 )  
( 同上 )
1. 参議院議員小西洋之 ( 立憲 ) 提出岸田総理の  
「我が国の民主主義そのものが危機である」  
との認識に関する質問に対する答弁書につい  
て ( 決定 ) ( 同上 )
1. 参議院議員小西洋之 ( 立憲 ) 提出岸田総理の  
日本学術会議会員の任命拒否に係る見解等  
に関する質問に対する答弁書について ( 決定 )  
( 内閣府本府 )
1. 参議院議員小西洋之 ( 立憲 ) 提出岸田政権の  
令和版所得倍増の実態に関する質問に対する  
答弁書について ( 決定 ) ( 同上 )
1. 参議院議員伊藤孝恵 ( 民主 ) 提出デジタル庁  
発足に関する質問に対する答弁書について  
( 決定 ) ( デジタル庁 )

1. 参議院議員田島麻衣子（立憲）提出インターネット上の世論操作と民主主義に関する質問に対する答弁書について（決定）（総務省）
1. 参議院議員小西洋之（立憲）提出岸田総理が北方領土を日本固有の領土と考えているかに関する質問に対する答弁書について（決定）（外務省）
1. 参議院議員小西洋之（立憲）提出岸田総理の「金融所得課税の見直し」のぶれに関する質問に対する答弁書について（決定）（財務省）
1. 参議院議員小西洋之（立憲）提出岸田政権の新型コロナウイルス感染症の第6波の対策に関する質問に対する答弁書について（決定）（厚生労働省）

◎政 令

資料あり  
あ

- 郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（決定）（内閣官房・金融庁・総務省）
- 〃 ○沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令（決定）（内閣府本府・財務省）
- 〃 ○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（個人情報保護委員会）
- 〃 ○個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令（決定）（同上）
- 〃 ○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額，住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（決定）（外務省）
- 〃 ○租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（決定）（財務省）
- 〃 ○社会福祉法施行令等の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令（決定）（同上）

資料あり  
資料あり

- 国民年金法施行令等の一部を改正する政令  
(決定) (厚生労働・農林水産省)
- 〃 ○良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(決定)  
(厚生労働省)
- 〃 ○医道審議会令の一部を改正する政令(決定)  
(同上)
- 〃 ○畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行期日を定める政令(決定)  
(農林水産・国土交通省)
- 〃 ○特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(決定)  
(国土交通省)
- 〃 ○特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(決定)  
(国土交通・財務省)
- 〃 ○都市計画法施行令の一部を改正する政令(決定)  
(国土交通省)

◎人 事

資料あり  
資料あり

- 特命全権大使首藤祐司を願に依り免ずることについて(決定)
- 〃 ☆和歌山県立医科大学名誉教授日野谷研策外834名の叙位, 叙勲又は紺綬褒章等授与について(決定)

◎配 布

- ☆月例経済報告 (内閣府本府)
- ☆消費者物価指数 (総務省)
- ☆参議院静岡県選挙区選出議員補欠選挙結果調 (同上)
- ☆参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙結果調 (同上)

[○署名あり ☆署名なし]



件名外案件

〔令和3年  
10月26日〕（火）

◎人事

資料あり

- 令和3年秋の叙勲について（決定）
- 〃 ○令和3年秋の外国人叙勲について（決定）
- 〃 ○令和3年秋の褒章について（決定）
- 〃 ○令和3年度文化勲章の授与等について（決定）
- 〃 ○令和3年度文化功労者の決定について（了解）

〔○署名あり ☆署名なし〕